

研究科学生の他大学大学院等における研究指導に関する申合せ

平成19年 4月18日

研 究 科 教 授 会 承 認

- 1 他大学大学院又は研究所等において、研究指導を受けようとする者については、研究科教授会の承認を得て、2年間以内に限り在学のまま認める。
- 2 外国の大学の大学院又は研究所等に留学する場合は、前項に準ずるものとする。
- 3 第1項の期間は、研究科学生が所定の年限（4年）で修了する場合のものであり、修了を延期する場合は、この限りでない。

附 記

この申合せは、平成19年4月1日から実施する。